

令和5年2月8日
四国電力株式会社

日本製鋼所 M&E(株)における不適切行為による使用済燃料乾式貯蔵容器に係る 使用前事業者検査への影響について(ご報告)

株式会社日本製鋼所は、子会社(日本製鋼所 M&E(株))における不適切行為に関し、特別調査委員会による調査報告書を昨年11月14日に公表しました。その後、伊方発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設で使用予定の使用済燃料乾式貯蔵容器の製造メーカ(以下、「製造メーカ」という。)より、当社向けに製作を進めている使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)1号(以下、「乾式キャスク1号」という。)の一部の部材(底板)が、当該調査報告書に記載の「【原子力製品】材番打替えに伴うデータ改ざん」に該当すると11月17日に報告を受けました。

当社は、本件について立入調査を行う等、製造メーカと協議のうえ厳正に対応するとともに、既に実施済みの使用前事業者検査記録の取扱いを含め、使用済燃料乾式貯蔵容器に係る使用前事業者検査への影響について整理し、ご報告することとしておりました。

今般、当社の調査が完了したことから、調査結果及び不適切行為のあった部材の取扱い並びに実施済みの使用前事業者検査記録の取扱いについて、ご報告致します。

【調査結果】

当社は、日本製鋼所 M&E(株)に立入調査を実施し、乾式キャスク1号について、以下の事項を確認しました。

- ✓ 底板について、材番打替えが社内指示文書により指示され、指示文書どおり実施されていたが、溶鋼分析記録及び熱処理記録については、材番打替え後も入れ替えず、そのまま使用したことから実際の製品と記録に齟齬が発生していたこと
- ✓ 胴板については、不適切行為が行われていないこと

【不適切行為のあった部材の取扱い】

不適切行為のあった部材については、上述のとおりトレーサビリティが保証できないことから、再製造することと致します。

なお、乾式キャスク1号の胴板については、底板と溶接されていることから、不適切行為は行われていませんが、再製造することと致します。

【実施済みの使用前事業者検査記録の取扱い】

乾式キャスク1号の再製造する部材(底板、胴板)に係る実施済みの使用前事業者検査記録については、検査結果を無効化する処置を致します。

以上